三　報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十二年九月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、四・一％の関税を課する。

四　報復関税に係る措置をとる理由

イ　アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかったことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）を制定し、二〇〇五（平成十七）年九月一日から二〇〇六（平成十八）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関税のほか、十五％の関税を課することとした。

ロ　二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、二〇〇七（平成十九）年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税収については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、報復関税を課する期間を二〇〇六（平成十八）年九月一日及び二〇〇七（平成十九）年九月一日にそれぞれ一年間延長し、二〇〇八（平成二十）年九月一日に報復関税に係る措置の対象となる貨物及び税率を変更し、一年間延長することとし、さらに、二〇〇九（平成二十一）年九月一日に税率を変更し、一年間延長することとした。

ハ　二〇一〇（平成二十二）年八月現在においても、額は減少したものの、バード修正条項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続しているため、二〇一〇（平成二十二）年九月一日から二〇一一（平成二十三）年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、四・一％の報復関税を課することとした。

五　その他参考となるべき事項

イ　対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額（アメリカ合衆国の二〇〇九財政年度における当該分配額に基づき約七・七億円）（紛争解決機関に承認された額）の範囲内である。

ロ　報復関税の税率変更の理由

アメリカ合衆国の二〇〇九財政年度におけるバード修正条項による日本産品に係る分配額が前年度に比べて減少したことにより対抗措置の限度額が減少したため、税率を変更した。

ハ　終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ　その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象貨物及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。

○農林水産省告示第千二百九十号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

表第一項中第百六十四号を第百六十六号とし、第四十五号から第百六十三号までを二号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の二号を加える。

四十五　エーエムティーフード株式会社の登録番号第百八十四号の施設（タイ・サムットソンクラム県ムアン郡所在）

四十六　イトーハムベタグロフーズ株式会社の登録番号第百九十五号の施設（タイ・ロッブリー県パッタナーニコム郡所在）

表第二項中第百五十七号を第百五十九号とし、第四十号から第百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の二号を加える。

四十　エーエムティーフード株式会社の登録番号第百八十四号の施設（タイ・サムットソンクラム県ムアン郡所在）

四十一　イトーハムベタグロフーズ株式会社の登録番号第百九十五号の施設（タイ・ロッブリー県パッタナーニコム郡所在）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市東保内九〇八から九一〇まで、九一四、九一七から九二〇まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字向沢一九三八から一九四六まで、字栗ノ木場一九五六の一、一九六一の一、一九六一の二、一九六三の乙、字向新田二〇四一、二〇四一の乙、字立岩二〇七五、二〇八一、二〇八三の乙、二〇八五、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八七、二〇八八の一、二〇九一の乙、二〇九二から二一〇五まで、二一〇七から二一一八まで、二一一九の一、二一一九の二、二一二〇から二一二九まで、二一三一から二一三七まで、二一三九から二一四一まで、二一四七の乙、二一四八の一、二一四八の二、二一四九から二一五六まで、二一五七の一から二一五七の三まで、二一五九の一、二一五九の二、二一六〇、二一六一、二一六二の一、二一六二の二、二一六三から二一六七まで、二一六八の一から二一六八の三まで、二一六九から二一七二まで、二一八一、二一八二、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八七、二一八九の乙、二一九〇から二一九四まで、二一九五の一、二一九五の二、二一九七から二二〇〇まで、二二〇一の一から二二〇一の三まで、二二〇二から二二一一から二二〇二の三まで、二二〇三から二二一六まで、二二二四の乙、二二二五から二二三〇まで、二二三一の一、二二三一の二、二二三二から二二四一まで、二二四二の乙、二二四三から二二四七まで、二二五六の一、二二五六の二、二二七四の乙、一〇一四八から一〇一五〇まで、一〇一五二、一〇一五三の一、一〇一五三の二、一〇一五四から一〇一七二まで、一〇一七三の一から一〇一七三の四まで、一〇一七四、一〇一七五の一から一〇一七五の六まで、一〇一七六、一〇一七七、一〇一七八の一から一〇一七